

■よくあるお問い合わせ

【申請方法について】

- Q. 入札参加資格審査申請の申請書類はどこで入手できますか。
- A. 申請に必要な様式は、矢掛町公式ホームページからダウンロードして下さい。
様式の中には矢掛町独自様式もありますので、ご注意下さい。
- Q. 紙での申請もできますか。
- A. 原則として、受け付けません。
- Q. 電子申請の仕方が分かりません。役場に行けば教えてもらえますか。
- A. 電子申請システムの操作については、矢掛町公式ホームページに、電子申請の方法（書類準備から支払いまで）を説明した動画のアドレス、よくあるご質問等を案内していますので、そちらをご確認ください。
動画を確認しても分からぬことがありますとありましたら、ミラ株式会社（TEL：088-678-3450）へお問合せください。
- Q. 受付期間中に申請しても補正期間中に補正が完了しなかった場合、どうなりますか。
- A. 補正期間中に補正が完了しなかった申請は、申請を取り消すことがあります。
審査は申請受付順に行いますので、受付期間の末期に提出された場合、補正日数が十分に取れない可能性があります。受付期間が始まりましたら、早めに申請をしてください。
なお、町外事業者については、システム利用料の支払いをもって申請が審査対象となります。お支払いが遅くなると審査開始も遅くなりますので、ご注意ください。
- Q. 町外事業者ですが、受付期間中に申請しても、受付期間内にシステム利用料の入金ができないなかった場合、どうなりますか。
- A. 申請未完了となり、申請が取り消されます。
受付期間が始まりましたら、早めに申請し、入金まで完了させてください。
- Q. 工事部門とコンサル部門の両方で入札参加資格の申請をしたいのですが、どうすればよいですか。
- A. 申請は「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」、「物品及び役務の提供等」の3部門で受付をしています。申請部門が2部門以上になる場合は、それぞれの部門ごとに申請を行う必要があります。
今回のケースでは工事部門・コンサル部門のそれぞれに申請をしていただくことになります。（町外事業者の場合、システム利用料は1,540円×2申請=3,080円必要です。）
- Q. システム利用料の支払いに、支払手数料はかかりますか。
- A. コンビニ、クレジットカード払いはかかりません。
銀行振込ペイジー払いは金融機関によって異なります。各金融機関までお問い合わせください。

Q. 本社は矢掛町外にあり、矢掛町内に営業所があります。このような場合、町内業者として申請できますか。

A. 矢掛町内の営業所を入札（見積り）・契約・代金請求等の権限を委任する「委任先」として指定する場合には、町内業者として申請することができます。

矢掛町内の営業所が「委任先」ではなく「連絡窓口」である場合には、町内業者としては申請できず、町外業者としての取扱いとなります。

【提出書類について】

Q. 商業登記簿謄本について、「履行事項全部証明書」と「現在事項全部証明書」のどちらを提出すればよいですか。

A. どちらでも構いません。

Q. 代表者の身分証明書の提出は必要ですか。

A. 個人事業者は提出する必要がありますが、法人事業者は必要ありません。

Q. 都道府県税及び市町村税の完納証明書は、委任先がある場合でも本社の完納証明書が必要ですか。

A. 委任先がある場合、本社の都道府県税及び市町村税の完納証明書は必要ありません。
提出が必要なのは、「契約締結先」の完納証明書です。

Q. 納めるべき税がない場合は、「完納証明書」は何を提出すればよいですか。

A. 「滞納がないこと」を証明する証明書を提出してください。

発行体によって「納税証明書」「滞納無証明書」という名称であることもあります、「滞納がないこと」が証明されていれば問題ありません。

Q. 各種証明書等は複写でも構いませんか。また、どの時点での証明書を提出すればいいですか。

A. 官公庁等が発行する各種証明書等は複写でも構いません。

各種証明書等は、入札参加資格申請日から遡って3ヶ月以内の証明日のものを提出してください。有効期間外の証明書を添付している場合、差し戻し（補正要求）を行います。

Q. I S O の登録証付属書に記載されている登録範囲が入札参加資格登録しようとする業種でなくてもいいですか。

A. いいえ。入札参加登録しようとする業種であることが必要です。

Q. 「建設工事」及び「測量・建設コンサルタント業務等」の場合、資格審査申請書（Excel）の「F. 有資格者情報」に技術職員数を記載することになりますが、以下の場合、カウントの仕方はどうすればいいですか。

①一人の職員が測量士、測量士補を持っている場合。②一人の職員が一級建築士と測量士補を持っている場合。

A. 上位資格と下位資格がある場合は上位資格でカウントし、別の資格の場合はそれぞれでカウントすることになります。

したがって、①の場合は測量士1名でカウントし、②の場合は一級建築士で1名、測量士補で1名とカウントして下さい。

Q. 「建設工事」の場合、資格審査申請書（Excel）の「G. 業種情報」で入札参加を希望する業種区分を1位から10位まで選択することができます。希望順位は年度途中で変更、追加することができますか。

A. 今回の入札参加資格審査の有効期間中は変更、追加することができません。「測量・建設コンサルタント業務等」、「物品及び役務の提供等」についても同様です。

ただし、許可業種の変更により取下げをする場合は、変更届を提出してください。

【変更届について】

Q. 令和7・8年度の入札参加資格申請（中間年申請）の申請後に生じた変更について、変更届はいつ提出すればよいですか。

A. 「建設工事」、「測量・建設コンサルタント業務等」については令和8年6月1日以降、「物品及び役務の提供等」については令和8年4月1日以降に電子申請により手続きしてください。

変更届の申請書（Excel）は、矢掛町公式ホームページからダウンロードしてください。

なお、変更届にはシステム利用料は必要ありません。

【その他】

Q. 受付期間中に申請できませんでした。次の申請受付はいつですか。

A. 令和9年2月頃に令和9年度の入札参加資格申請の受付を行う予定です。

令和8年12月頃に矢掛町公式ホームページにおいてお知らせしますので、ご確認ください。

なお、令和9年2月頃に受付ける入札参加資格申請の有効期間は2年間ですので、ご注意ください。

Q. 随時の申請はできますか。

A. 定期の受付期間中（例年2月）以外の申請は、原則として認めていません。